(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における創業を促進し、事業の創出による地域経済の活性化を図るため、その創業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において広陵町創業促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、広陵町補助金交付規則(平成13年6月広陵町規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第 2条第1項第1号から第4号までに規定するものをいう。
 - (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定するものをいう。
 - (3) 新たに創業を行う者 日本国内に居住する個人又は内国法人であって、別に定める補助金の募集を開始する日から翌年2月末日までに町内で新たに中小企業又は小規模企業の設立又は開業を行うものをいう。
 - (4) 認定特定創業支援等事業者 産業競争力強化法(平成25年 法律第98号)に基づく本町の創業支援等事業計画における特 定創業支援事業を受け、証明書を発行された事業者をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助を受けることができる者(以下「補助対象者」という。) は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。
 - (1) 新たに創業を行う者であること。

- (2) 町内の消費需要や雇用を支える事業を興す者であること。
- (3) 町税等を滞納していない者であること。
- (4) 認定特定創業支援等事業者であること。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。) は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 既存技術の転用又は隠れた価値の発掘(新技術、設計・デザイン、アイデアの活用等を含む。)により、新たなビジネスモデルを構築する事業であること。
 - (2)銀行、信用金庫、政府系金融機関その他の金融機関からの外部資金による調達が見込まれる事業であること。
 - (3) 地域の需要や雇用を支える事業であること。

(補助対象経費)

- 第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。) は、補助事業の実施に要する人件費、店舗等借入費、設備費及び 広報費とする。ただし、補助対象経費について国又は県の補助金 の交付を受けているもの又は受ける予定のあるものについては、 補助の対象としない。
- 2 補助対象経費は、補助事業の実施期間(第9条第1項の交付決 定の日から町長が認める日までの期間をいう。)内において発生 した経費とする。

(補助額)

- 第6条 補助金の額は、前条に規定する経費(消費税額及び地方消費税額を除く。)に100分の50を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、1補助対象者につき30万円を上限とする。
- 2 補助金の交付は、1補助対象者につき年度当たり1回限りとす

る。

(事業計画書等の提出)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業計画書その他必要書類(以下「事業計画書等」という。)を募集期間内に町長に提出しなければならない。
- 2 前項の事業計画書等の提出に当たっては、消費税及び地方消費 税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方 消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の 規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及 び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定によ る地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて 得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減 額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税 等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 町長は、事業計画書等の提出があったときは、別に定める基準によりその内容を審査し、広陵町商工会その他関係団体と協議の上、補助事業の採択の適否を決定するものとする。
- 4 町長は、前項の審査等の結果、採択の場合は補助事業採択通知書(様式第1号)により、不採択の場合は補助事業不採択通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条第4項の規定により、補助事業採択通知書を受けた者であって補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、町長が定める期日までに広陵町創業促進補助金交付申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。この場合において、当該期日までに補助金交付申請書の提出がないときは、町長は、補助事業の採択を取り消すものとする。

(補助金の交付決定)

- 第9条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったとき は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、 速やかに補助金の交付決定を行い、広陵町創業促進補助金交付決 定通知書(様式第4号)を申請者に送付するものとする。
- 2 町長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請事項の変更及び承認)

- 第10条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じたときは、速やかに事業計画等変更申請書(様式第5号)その他必要書類を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 町長は、前項の申請内容を審査し、変更することが適当と認めるときは、事業計画等変更決定通知書(様式第6号)により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び実地検査)

- 第11条 交付決定者は事業の完了後、速やかに、広陵町創業促進補助金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。
 - (1)領収書の写し等支払を確認できる書類
 - (2) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の報告があったときは、必要に応じて担当職員に 実地調査を行わせることができる。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は前条の報告があったときは、交付すべき補助金の 額を確定し、広陵町創業促進補助金確定通知書(様式第8号)に より交付決定者に通知するものとする。 (補助金の請求及び交付)

- 第13条 交付決定者は、補助金の支払を受けようとするときは、 広陵町創業促進補助金交付請求書(様式第9号)により、町長に 請求しなければならない。
- 2 町長は、前項の請求があった場合は、当該請求者に対して補助 金を交付するものとする。

(交付決定取消し)

- 第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると きは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) 交付決定後2年以内に事業を廃止し、又は町内での操業を取り止めたとき。

(補助金の返環)

第15条 町長は、補助金の交付を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部 又は一部を返還させるものとする。

(状況の報告)

第16条 補助金の交付を受けた中小企業及び小規模企業は、補助 事業について、町長から求めがあったときは、速やかに状況を報 告しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について 必要な事項は、町長が定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。